国は、このような地方自治体の取組を支援するため、公共施設等総合管理計画の策定に係る特別交付税措置や同計画に基づく解体撤去事業に対する地方債措置を講じてきた。また、平成27年度から、既存の公共施設等の集約化・複合化や転用を促進するための地方債措置を新たに講じている。各地方自治体は、これらの措置の趣旨を踏まえ、同計画を公共施設等の集約化・複合化に踏み込んだものとするとともに、公共施設等の最適な配置等に取り組む必要がある。

（公営企業会計の適用拡大）

公営企業の経営状況や資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図る必要がある。このため、平成27年度から平成31年度までの５年間の集中取組期間において、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業を中心に、着実に公営企業会計の適用を推進すべきである[12]。

2　地方創生への対応

⑴　地方創生のための財源の確保

地方創生は、国と地方が適切に役割分担を行った上で、地方が自主的・主体的に取り組むべき課題である。少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なることから、地域の課題解決については、地域の実情に応じ、地方の創意と責任で推進されることが重要である。

このため、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むため、平成27年度においては、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」が創設されたところである。また、地方創生の取組に要する経費については、地方交付税の算定において、地方自治体が地方創生や人口減少の克服に取り組むための財政需要を、的確に反映するための指標を用いた算定を行うこととされている。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、経済を含む地域社会が抱える構造的な課題に対し、一体的に取り組むことが必要である。現在、各地方自治体が地方版総合戦略[13]の策定等を進めており、今後具体的な取組が本格的に行われることとなる。地方が抱える構造的な課題の解決には長期間を要するため、国は、平成28年度以降も、偏在是正を進めること等により恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援すべきである。

⑵　地域活性化

地方自治体は、地域の個性を活かした産業振興、雇用創出等による地域経済の活性化策を展開しており、こうした創意工夫は力強く推進すべきである。地域経済の活性化は、税源の涵養を通じて税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の質の向上につながる。

このため、地域経済の好循環拡大に向けて、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」や、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等の地域経済好循環推進プロジェクトを推進すべきである。自治体が核となって、地域で生産性の高い企業を次々と立ち上げることで、所得と雇用を生み出すことにより、力強い地域経済をつくることが期待される。

おわりに　～地域の自立へ向かう地方創生と一層の分権推進を～

人口減少と超高齢化への国と地方を挙げた取組として、地方創生が動き出した。その根拠となる、まち・ひと・しごと創生法は、「それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」ことを目的としている。地域の再生なくして、国の再生はおぼつかない。その基盤として目指すべきは、地域の自立である。

国は近く「まち・ひと・しごと創生基本方針」をまとめることになっているが、都道府県、市町村では地域ごとの総合戦略の検討が本格化している。その際重要なのは、総合戦略の作成段階から女性や若者を含めた住民がこぞって参加し議論をして、解決すべき課題や具体的な対策を、住民一人一人が共有することである。総合戦略に盛り込まれた対策の成否は、住民ぐるみの活動にかかっている。人口減少の中でも、地域の自立へと向かう地方創生の取組は、既に始まっていると言ってよい。

国は地方創生への地域の取組を、息長く支援することが求められている。

地方創生と同時に、東日本大震災の復興を急がなければならない。さらに今後想定される地震、火山噴火などによる大規模災害への備えも、国と地方を挙げた対応が求められている。

山積するこうした大きな課題に、地域の創意と工夫により果敢に取り組めるような仕組みと安定的、持続的な財政基盤を構築することが重要である。

そのためには厳しい財政状況の中にあっても、必要な費用に見合う、地方税、地方交付税等の一般財源をしっかり確保する必要がある。また、限りある財源を有効に使うためにも、国が一律に補助金を配分するのではなく、その使い途をできる限り地域の選択と決定に任せることが重要である。それが地域の真の自立にもつながる。

地方創生をきっかけに、あるべき地方の姿の基本に立ち返り、地方税財源の充実を含めた地方分権の一層の推進を強く求めたい。

[1]　最近の地方分権改革の動きは次のとおりである。

・平成26年５月より、地方に対する権限移譲、規制緩和の提案を募る「提案募集方式」が開始されており、平成27年１月に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。
・地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等については、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」（平成26年６月地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授））に記載されている。

[2]　財政健全化計画等に関する建議（平成27年６月１日財政制度等審議会）40ページ

[3]　財政健全化計画等に関する建議45ページ

[4]　財政健全化計画等に関する建議42ページ

[5]　財政健全化計画等に関する建議41、44ページ

[6]　財政健全化計画等に関する建議41ページ

[7]　地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

[8]　運転・維持管理の詳細について民間事業者の裁量に任せる性能発注により、民間企業のノウハウを活用し、効率化、コスト縮減、人件費の削減等を図る委託方式（内閣府調査事業「地方公共団体における公共サービス改革に係る官民連携の在り方に関する調査（概要版）」（平成23年３月））。

[9]　Private Finance Initiativeの略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[10]　Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

[11]　ＰＦＩ事業を実施した場合、従来型事業として実施した場合と比較して、財政上不利にならないように措置すること。

[12]　公営企業会計の適用の推進にあたっての意義・必要性、取組期間・対象事業及び支援措置等の留意事項については、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年１月27日付総務省自治財政局公営企業課長等通知）に記載されている。

[13]　各地方自治体においては、平成27年度中に、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、地方人口ビジョンを策定し、それを踏まえて、今後５ヵ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定する必要。